

趣意書 はじめに

子どもたちは、学校給食は大丈夫なの？

誰もが健康に生きていく上で、安全・安心な食べものは大切です。とりわけ、未来を生きる子どもたちの健康と命が守られ、健やかな成長を育むため、子どもたちにとって重要な食となる「学校給食」について関心を持たないわけにはいきません。学校給食の食材の中で、現在、外国産輸入小麦の残留農薬の悪影響が心配される状況にあることを、多くの人に、特に、児童・生徒の保護者に知らせ、学校給食を安全なものに変えていく行動を、一緒になって起こしていく必要が、今、生まれています。

今日、食の安全はかつてないほど脅かされている

食を巡る環境の勉強会などを重ねていくうちに、近年、「食の安全と安心」を脅かす様な事態が、立て続けに起きていることが分かりました。その一つが、今や広く発ガン性があることが分かっている、グリホサートという農薬成分が環境中にも、食品の中にもすごい勢いで広がり始めているということです。輸入農産物、特に小麦を使った食品(パンなど)の中に、グリホサートが残留しているケースが多発し始めています。また、これまで農薬として農家がハンコをついて購入、使用していたグリホサート系農薬が、今、何の規制もなくホームセンターで家庭菜園や、庭先、空き地管理用に、山積みで売られる様になっています。一体どうしてこんな事態になったのでしょうか？

社会状況の大きな変化 ～種子法廃止と、それに変わる「種子条例」の制定～

日本の米、麦、大豆はこれまで「主要農作物種子法」という法律で守られていました。米の品種改良も公共の責務として、各都道府県にある農業試験場で行ってきました。この種子法が 2017 年、ほとんど審議らしい審議もされないまま、いきなり廃止されました。段階的に都道府県による米、麦、大豆の種の管理を止め、しかも今まで公共の税金を使って積み上げてきた、品種改良に関する知見も、全て外国企業も含めて、民間に開放するというものです。

これは、食の安全保障という意味でも、また農家の経営を始め農業全体の将来にとっても、間違った政策決定だということで、各県で種子法に変わる「種子条例」を制定する運動が起きました。今や 20 を上回る県で「種子条例」が制定される流れになっています。ここ熊本でも昨年「くまもとのタネと食を守る会」が結成され、消費者、JA を始め、市町村議員など広範な声が上げられ、熊本版の「種子条例」制定の運びとなったのです。

趣意書

1、食の安全、農薬の安全性に関する状況の一大変化が起きている

農薬成分グリホサートの残留基準引き上げ

2013年アメリカで、続いて2017年日本で、モンサントの農薬ラウンドアップの主成分であるグリホサートの残留基準が大幅に引き上げられました。

ラウンドアップってどんな農薬

ラウンドアップは全ての雑草に効く強力な除草剤で、もともと、遺伝子組み換え作物とセットで大量に使われていました。つまりラウンドアップに耐性のある品種を遺伝子組み換えで作成し、それとセットで使うと、作物だけが残って雑草が全部枯れるので効率的なのです。モンサントが開発した遺伝子組み換えの大豆や菜種の名前がいずれも「ラウンドアップレディ」というのがその関係を象徴しています。ところが、近年、遺伝子組み換え作物の発ガン性が指摘されるようになって、遺伝子組み換え作物は主力国アメリカでさえ敬遠されるようになってきているのです。

小麦にプレハーベスト(収穫前散布)農薬としてラウンドアップを使う

そこで、大量にだぶついたラウンドアップの使用法として、小麦に対してプレハーベスト(収穫前散布)農薬として使う手法が編み出されました。実は小麦には遺伝子組み換えの品種はないので、ラウンドアップは成長中には使えません。遺伝子組み換えが普及しているトウモロコシ、大豆、菜種、綿実が飼料用、加工用が主力です。一方小麦は主食のパンとして直接食べるので、消費者に敬遠されるのを恐れて、遺伝子組み換えには元祖アメリカでも、踏み出せずにいたのです。

しかし、収穫直前であればカラが枯れてもかまわないどころか、乾燥、寒冷地で生産される小麦は、そのまま畑で立ったまま乾燥するので、乾燥させるためのコストが節約できるのです。まさにグッドアイデア。一挙にこの手法は広がりました。でも、当然ながら残留農薬は大幅に増えてしまいます。そこで、残留基準そのものを緩和することにしたのです。

ポストハーベストなら聞いたことあるけど

もともと船で長い時間かかって輸出される穀物には、輸送中の害虫発生やカビを防ぐ目的でポストハーベスト(収穫後散布)農薬が使われています。直接、しかも成育中より高濃度で使われるので、その残留がしばしば検出され問題になっています。

それに加えて、日本で小麦からグリホサート成分が検出されるような事態に

なったのは何故か。2017年、プレハーベストの普及したアメリカなどの輸出国の要求に応じて、輸入農産物のグリホサート農薬残留基準が大幅に緩和されたからです。小麦は改訂前 5ppm から改訂後 30ppm ですから 6 倍の緩和です。そばに至っては 0.2ppm から 30ppm と実に 150 倍の緩和になります。

輸入小麦を使った加工食品からグリホサートが検出される。

結果、パンなどの加工食品から、グリホサートが検出される事例が続出するようになりました。もちろん、外国産でも有機農産物であれば大丈夫だし、日本国産ではこれまでプレハーベスト農薬の使用は無かったことから検出されていませんでした。パンの原料である小麦(強力粉)は温暖湿潤な日本では作りにくいこともあって、ほとんどが(2009年度現在 97%)外国産の輸入小麦が使われています。

昨年 4 月農民連食品分析センターが、市販のパン 13 商品を分析した結果、9 商品からグリホサートが検出されたことを発表し、衝撃が走りました。学校給食のパンの原料もほとんどが輸入小麦粉を使いますから、特にアメリカ、カナダ産などであれば高確率でグリホサートの残留が懸念されます。

グリホサートの危険性とは

2018年 8 月モンサントの唱えてきたラウンドアップ(グリホサート)の安全性神話が覆される判決が、サンフランシスコ地裁で下されました。校庭管理人ドウェイン・ジョンソンさんの悪性リンパ腫の原因が、ラウンドアップの散布作業に原因があるとして損害賠償を求めた裁判で、モンサントの有罪が認められ 3 億ドルの賠償金が命じられたのです(後に上訴によって 8000 万ドルに減額)。

この裁判では「がんを引き起こす可能性がある」というモンサントの秘密文書が明らかになりました。以来 4 万件を超えるともいわれる裁判がひかえており、次々に有罪と賠償を命じる判決が出ています。モンサントを買収したドイツバイエル社の株は急落しました。

世界の常識と日本

日本ではグリホサートの残留基準が麦では 6 倍に緩和され、ホームセンターでも全く野放しで売られるようになりました。他の国ではどうなのでしょう。オランダ、フランス、スイス、ドイツではホームセンターでの販売禁止。ベルギー、スウェーデンなども個人、家庭用の使用、販売禁止。オーストリア全面禁止、フランス、ドイツは 2023 年までには全面禁止の方針、アジアでもベトナム、スリランカなど輸入禁止・・・。

このままでは、日本は規制であふれたグリホサートの吹きだまり国になりそうです。

2、学校給食に外国産輸入小麦を使うことを止めることを求める！

学校給食を通して長期間グリホサートの摂取から逃れられない子供達

水俣病で明らかになったことはたくさんありますが、その一つが低濃度・長期摂取の危険性だといわれています。大人は自分の選択で食べたくないものを除外するのも、食べたいものを作って食べることも出来ますが、学校給食を食べる子供達はそうはいきません。だからこそ、安全が疑われるものは、みんなの力で排除し、よりよい食環境を作ってあげなければなりません。しかし、大規模化と経済的効率化が優先されるようなシステムでは、変化はなかなか起こせるものではありません。

市民の声、保護者の声をはじめとして、給食現場の先生や、調理に携わる人たちの声の一つになって初めて、給食のあり方が変わり始めるでしょう。私たちはまず声を上げて、署名活動を立ち上げ、その声の輪を広げていくことにいたしました。

国産小麦に切り替え、強力小麦の生産振興を

温暖湿潤の日本では、乾燥、冷涼を好む麦の生産は北海道を別にすれば、少ないのが実情です。しかも麦生産の主力はビール麦といわれる大麦です。小麦は収穫時期が大麦より 10 日から 2 週間ほど遅れるので、梅雨の時期に近くなり、収穫時の雨と稲作の準備との時間的兼ね合いもあり、なかなか普及しませんでした。加えて、小麦の中でも強力粉の品種は南部小麦といわれる東北の品種くらいで、小麦と言えばうどんなどの麺類や、天ぷら、だんご用の中力粉がほとんどでした。

しかし近年では、品種改良によって、西南暖地でも安定して作れる強力粉の品種(ミナミノカオリ)が出来ています。それを使って、例えば今治市では給食パンの自給率 100 パーセントを目指して取り組んでいます。その気になれば不可能なことではないのです。学校給食パンから輸入小麦を廃すべきだという認識が、農家や生産地に広がれば、必ず対応できるようになるはずです。県内でもミナミノカオリは、例えば JA 菊池管内だけでも、2019 年で 78 万トン生産されています。輸入品なら安いという価格の壁を越えて、今こそ国産小麦に切り替える時です。

資料1 農業現場、公共施設、ホームセンターからグリホサートの追放を

JA、種苗店、ホームセンターなど農薬販売所、また公園や学校、道路管理をする市町村へむけて、グリホサート系農薬の販売と使用を止めるよう要請します。

実はラウンドアップは圃場以外で広範に使われています。当然そのような場所は多くの人が利用する場所です。最初にアメリカで有罪判決がでたケースのドウェイン・ジョンソンさんは校庭管理人でした。散布する人にとっても、公園や運動場を利用する市民にとっても、暴露はさげられません。

ヨーロッパなどで、公共施設や、個人用販売が先ず禁止になっているのは当然のことなのです。ホームセンターやドラッグストアの入り口に山積みになって積極販売されているような状況は異常です。「くまもとのタネと食を守る会」では、関係者にグリホサート系農薬の販売と使用を中止することを求める要請書を準備中です。

資料2 2017年グリホサート残留基準改定の一部（単位 ppm）

農産物名	トウモロコシ	大豆	小麦	そば	なたね	ひまわり種子
2016年	1	20	5	0.2	10	0.1
2017年改正	5	20	30	30	30	40
倍率	5	1	6	150	3	400

厚労省 2017年12月25日食品中の残留基準値改正告示より

資料3 各国のグリホサート規制例 有機農業クリップニュースより

<u>2020.05.01</u>	タイ	グリホサート等3農薬規制の再延期を認めず
<u>2020.06.27</u>	メキシコ	24年までにグリホサート段階的禁止へ
<u>2019.09.10</u>	ドイツ	23年末にグリホサート禁止へ
<u>2019.07.21</u>	オーストリア	国民議会 EU初のグリホサート全面禁止
<u>2018.10.07</u>	チェコ	2019年からグリホサート禁止へ
<u>2018.08.08</u>	ブラジル	グリホサート製剤の使用を一時禁止
<u>2017.09.26</u>	フランス	グリホサートを2022年までに禁止へ
<u>2017.07.06</u>	ベルギー	グリホサートの個人使用を禁止へ
<u>016.08.29</u>	イタリア	グリホサート一部使用禁止（公園、学校など）